大阪市告示第1464号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第１体育場	令和８年11月２日（月）	午前10時から 午後２時30分まで 午後６時から 午後９時まで
	令和８年11月９日（月）	午前10時から 午後９時まで
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月30日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第２体育場	令和８年11月２日（月）	午前９時から 午後９時まで
	令和８年11月９日（月）	午前９時から 午後４時30分まで
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月30日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第１多目的室	令和８年11月２日（月）	午後６時から 午後９時まで
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第２多目的室	令和８年11月２日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで 午後６時から 午後９時まで

	令和８年11月９日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月30日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第３多目的室	令和８年11月２日（月）	午前９時から 午前12時まで 午後６時から 午後９時まで
	令和８年11月９日（月）	
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）